

長野県立自然公園条例の改正について

■ 改正の趣旨

自然公園法の一部改正（国立・国定公園）に伴い県条例（県立公園）を改正し、
県内全ての自然公園において、保護のみならず利用面での施策を強化し「保護と利用の好循環」を促進

[自然公園法改正：令和３年５月６日公布、令和４年４月１日施行]

■ 改正内容（概要）

- ◇ 地域主体による自然体験アクティビティの促進及び利用拠点を整備するための手続を制度化
- ◇ 県立自然公園の保全管理の充実

■ 改正のポイント（効果）

- ◇ 自然公園の利活用に関して地域主体の取組が可能となる
- ◇ 手続の制度化により事業実施までの期間が短縮される
- ◇ 県内の自然公園（国立・国定・県立）の手続・規制等が同一となる

■ スケジュール（予定）

12月15日 パブコメ開始（1月13日まで 30日間）

2月議会 上程・議決

4月1日 公布・施行（罰則規定は7月1日施行 周知期間3ヶ月間）

【条例改正の概要①】

～ 地域主体の「自然体験アクティビティの促進」と「利用拠点の整備」～

□ 地域主体による自然体験アクティビティを促進するための手続を制度化

市町村、ガイド事業者等からなる協議会を設け、**自然体験活動促進計画**を作成
計画が知事の認定を受けた場合、**事業の実施に必要な許可が不要**となる

＜効果＞旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在に繋がる楽しみ方が促進される
(例：ラフティング等の自然体験コンテンツの開発・提供 等)

□ 地域主体の利用拠点を整備するための手続を制度化

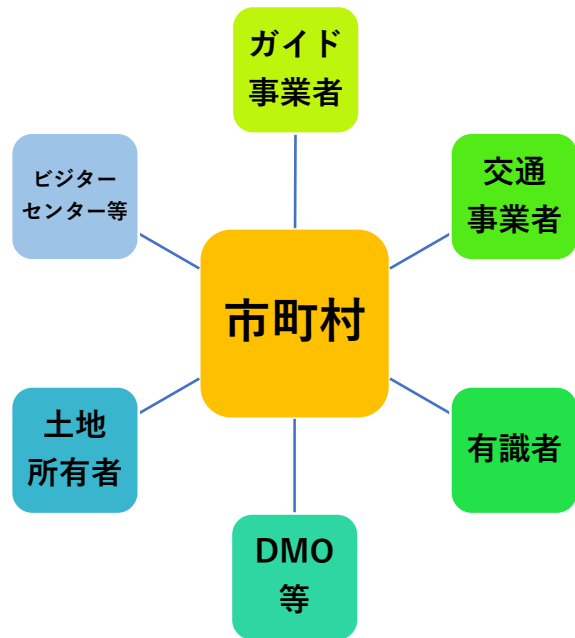
市町村、旅館事業者等からなる協議会を設け、**利用拠点整備改善計画**を作成
計画が知事の認定を受けた場合、**事業の実施に必要な許認可が不要**となる

＜効果＞自然と調和した街並みづくりを促し、魅力的な滞在環境が整備される
(例：景観デザイン統一、廃屋撤去 等)

改正後のイメージ

地域内連携

- ◇協議会の設置
 - ◇自然体験活動促進計画
利用拠点整備改善計画 の作成
- ⇒ 地域の主体的な取組を促進



協議会イメージ

(自然体験活動促進計画の策定時)

手続の制度化

認定 **自然体験活動促進計画** に
基づく事業実施

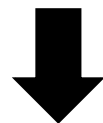


許可不要

例 自然公園内で
ラフティング事業を開発・提供

- ・ 船乗り場等の建築（新設）
- ・ 施設やその周辺の下草刈り
- ・ 案内看板等の設置 等

※本来は各行為に対し許可が必要



改正後：全て許可不要

事業開始までの期間を約6ヶ月短縮

認定 **利用拠点整備改善計画** に
基づく事業実施

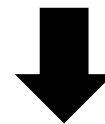


許認可不要

例 自然公園内の
景観を統一した街並み開発

- ・ 廃屋の撤去・跡地の活用
- ・ 壁や看板のデザインの統一
- ・ 広場等の整備
- ・ 電線の地中化

※本来は各行為に対し許認可が必要



改正後：全て許認可不要

事業開始までの期間を約12ヶ月短縮

【条例改正の概要②】

～県立自然公園の保全管理の充実～

<新設>

☐ プロモーションの促進

県立自然公園の利用者数の増加のため、県は、県立自然公園の利用の増進に関する情報提供・普及宣伝を行うよう努める。

☐ 野生動物の餌付け等の規制

人身・物的被害等の防止のため、餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

<改正>

☐ 罰則の引上げ（第44条関係）

特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に引き上げる。（現行：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

☐ 公園事業の承継（第6条の5関係）

公園事業を譲渡する場合に、知事の承認を受けた時は、譲受人が公園事業者の地位を承継する。（現行は、死亡時の相続のみ可能）

☐ 公園管理団体の業務見直し（第33条、第34条関係）

公園管理団体の指定に当たり、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を必須としない。（指定要件緩和により、公園の維持管理等を行う団体の指定の促進を図る）

自然公園法の一部を改正する法律案

国立公園等において、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を
促進する自然体験活動促進計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する
利用拠点整備改善計画制度を創設

協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる
仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザインの統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。



公園の保護と適正利用のために
餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により
国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々が楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。